

肝炎治療費助成制度

1 制度の目的

B型・C型肝炎は、抗ウイルス治療によって重症化を防ぐことが可能です。しかし、これらの治療費は高額であるため、費用助成により治療を受けやすくし、重症化を予防することが目的です。

2 概要

申請に基づき県から対象者に受給者証を交付し、対象医療費を助成しています。原則として、窓口での支払い額が軽減されます。

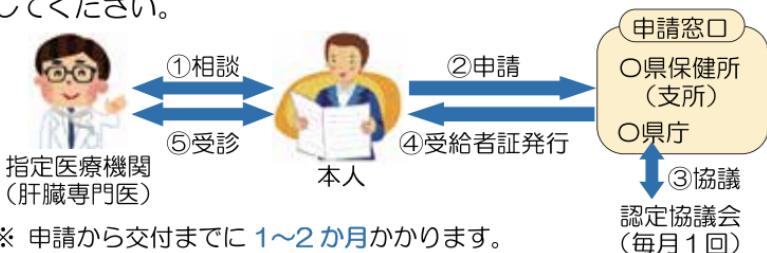
対象者	<p>次のすべてを満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広島県に住民票がある。 ②医療保険に加入している。 ③次の治療を行う予定または行っており、広島県の認定基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療 <p>(C型肝炎の根治またはB型肝炎に対する治療に限る)</p>
対象医療	<p>上記の治療に関係する、次のすべてに当てはまる医療。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険適用の医療。 ②治療を継続するために必要な診察費、検査費、入院費、薬剤費など（治療中止後の副作用に対する治療は対象外） ③県指定の医療機関・薬局で受けた医療。
助成期間	<ul style="list-style-type: none"> ○インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療 治療予定期間に即した期間 (インターフェロン治療は延長や3回まで制度利用可能) ○核酸アナログ製剤治療：1年間 (専門医が必要と認めた場合、更新ができます)

自己負担額	ひと月あたりの自己負担限度額は次のとおりです。	
	市町民税（所得割額）※1	自己負担限度月額※2
	23万5,000円以上	2万円
	23万5,000円未満	1万円
※1 原則として、住民票上の世帯全員（義務教育を終えた者）の額を合計します。		
※2 ひと月あたりの自己負担額は最大でこの金額になります。ただし、助成対象外の医療がある場合にはこれ以上支払うことになります。		
その他	○他の都道府県にお住まいの方は、その都道府県で助成が受けられるので、各都道府県にお問い合わせください。	

3 助成を受けるための手続きなど

(1) 受給者証交付までの流れ

まずは肝臓専門医にご相談のうえ、県庁や県保健所（支所）に申請してください。



※ 申請から交付までに **1~2か月**かかります。

認定協議会で認定された方には県から受給者証を送付するので、肝炎治療を受ける際に必ず医療機関や薬局に提示してください。受給者証を提示することで、窓口支払額を軽減することができます。

受給者証を忘れたときなど、自己負担限度月額より多く支払った場合は、45ページの償還払い請求をしてください。

ア 新規申請の場合

書類の種類（全員必要なもの）	入手先
① 様式第 1-1 号 交付申請書	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
② 様式第 2-1~7 号 診断書 ・治療の種類によって診断書が異なります ・指定医療機関で記載します	—
③ 健康保険証のコピー	—
④ 世帯全員の住民票の写し ・取得から概ね 3か月以内のもの ・⑦を提出する場合は「継柄」の記載されたもの	お住まいの 市(区)役所、 町役場
⑤ 市町民税(所得割額)の課税年額を証明する書類 ・住民票上の世帯全員分(義務教育期間まで、課税のない方については不要です) ・自己負担額 2万円で了承する場合は不要です ・最新年度のもので、世帯全員が同じ年度のもの ・⑦を提出する場合は「所得控除対象者の人数・内訳」が記載されたもの	お住まいの 市(区)役所、 町役場

書類の種類（必要な方のみ）	入手先
⑥ 様式第 2-9 号 意見書 ・インターフェロンフリーによる再治療の場合で、 診断書記載医が拠点病院の日本肝臓学会専門医 でない場合のみ	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
⑦ 様式第 1-2 号 合算除外希望申告書 ・申請者の配偶者以外で、申請者やその配偶者と相 互に地方税上・医療法上の扶養関係ない方を合 算対象から除外する場合のみ	—
⑧ ⑦で除外したい方の健康保険証のコピー	—

イ 核酸アナログ製剤治療の更新申請の場合

書類の種類（全員必要なもの）	入手先
① 様式第1-1号 交付申請書	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
② 様式第2-8号 診断書※ ・指定医療機関で記載します	
③ 健康保険証のコピー	—
④ 世帯全員の住民票の写し ・取得から概ね3か月以内のもの ・⑥を提出する場合は「続柄」の記載されたもの	
⑤ 市町民税(所得割額)の課税年額を証明する書類 ・住民票上の世帯全員分(義務教育期間まで、課税のない方については不要です) ・自己負担額2万円で了承する場合は不要です ・最新年度のもので、世帯全員が同じ年度のもの ・⑥を提出する場合は「所得控除対象者の人数・内訳」が記載されたもの	お住まいの 市(区)役所、 町役場
書類の種類（必要な方のみ）	入手先
⑥ 様式第1-2号 合算除外希望申告書 ・申請者の配偶者以外で、申請者やその配偶者と相互に地方税上・医療法上の扶養関係にない方を合算対象から除外する場合のみ	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
⑦ ⑥で除外したい方の健康保険証のコピー	—

※ 診断書の代わりに、次の資料により申請することも可能です。

- ① チェックリスト
 - ② 診断書に載っている全項目の血液検査の結果が分かる資料
 - ③ 画像検査(エコーなど)を受けたことが分かる資料
 - ④ 治療内容が分かる資料(薬剤名、調剤年月日が分かるもの)
 - ⑤ 専門医療機関を受診したことが分かる資料
- 〔②、③は現在の受給者証の2つ前の受給者証の始期以降のもの、
それ以外は現在の受給者証の始期以降のものが必要です。〕

(2) 償還払い請求（医療費支給申請）

受給者証を医療機関や薬局の窓口で提示しなかった場合、自己負担限度月額を超えて請求されることがあります。

多く払った金額については、県に請求（償還払い請求）することで返ってきます。ただし、対象医療に係る費用を県で計算して支払うため、請求額と返金額は異なる場合があります。

償還払い請求に必要な書類は次のとおりです。

書類の種類	入手先
①様式第 11-1 号 肝炎治療医療費支給申請書	
②様式第 11-2 号 医療費（薬剤費）確認書 ・医療機関、薬局で記載します ・月ごと、医療機関、薬局ごとに分けてください	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
③医療機関、薬局で発行された領収書（コピー可）	
④医療内容や保険点数などが記載された書類 (診療明細書など) (コピー可)	医療機関、 薬局
⑤振込先金融機関の口座が分かる書類 (預金通帳のコピーなど)	—
⑥委任状（申請者と口座名義人が違う場合）	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
⑦高額療養費の適用となる場合は、支給決定額の 分かる書類（支給決定通知書などのコピー）	医療保険者

(3) その他の手続き

手続きの種類	申請・届出書類	添付書類
医療機関・薬局の変更・追加	様式第12号 指定医療機関変更 ・追加申請書	受給者証（原本）
受給者情報の変更 (氏名、住所、 医療保険)	様式第13号 変更届	受給者証（原本）、 変更内容を証明する 書類 ※医療保険の変更は 受給者証不要
自己負担限度月額 (階層区分) の変更		
有効期間の変更		受給者証（原本）
受給者証の紛失・ 破損・汚損など	様式第14号 再交付申請書	受給者証（原本） ※紛失の場合は不要
受給者証の返還	様式第15号 返還届	受給者証（原本）

(1)～(3)の申請に必要な様式は、県ホームページからも入手できます。

広島県 肝炎治療特別促進事業



肝炎治療費助成制度の申請・お問合せ先

県庁薬務課肝炎対策グループ (☎082-513-3078)
県保健所（支所）(68ページ参照)